

ふくし TIMES

<http://www.knsyk.jp>

vol. 726



ともしび運動

2012. 5

福祉タイムズ

編集・発行 社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会



〈写真・菊地信夫〉

日々の成長を見つめて

「えらい！えらい！上手にできたね」子どもたちの目をしっかりと見つめながら話しかける清田佳央里さんは、今年4月から(福)西久保福祉会で保育士として働き始めた。「毎日『さようなら』をするとき、今日はこんなことがあったねと思い返せるように、子どもたち一人ひとりとの関わりを大切に積み重ねていきたい」保護者の次に子どもたちと長く関わることでできる保育士の仕事にやりがいを感じたという清田さん。今は仕事を覚えることで精一杯だとはにかむ笑顔には、自らの目指す保育への熱い思いが込められていた。

contents

- 02 特集
みんなでつくる 職場研修のすすめ
- 04 NEWS & TOPICS
・寄り添い、支える伴走型個別支援「パーソナル・サポート・サービス」
・知ってほしい思春期の「心の病」
- 06 私のおすすめ
「障害者の声」を聴いてみませんか？
- 07 福祉最前線
神奈川県重症心身障害児(者)を守る会
- 08 連載
かながわの福祉課題を追う—第2回—
- 10 県社協のひろば
・第39回新任保育士励励会開催報告
・平成24年度研修カリキュラム
- 12 かながわ情報 合同会社 まち元気小田原

みんなのできる 職場研修のすすめ

— 職員の育成・定着に向けた職場環境づくりを目指して —

福祉現場で働く職員の成長をどのように後押しするか。福祉人材の資質は、福祉サービスの質に大きく関わるため、人材育成は重要な課題です。本会では、その基本となる職場での人材育成に着目し、それぞれの法人・事業者等において、効果的な職場研修を実践するためのツールとして『福祉の職場の研修計画・実践マニュアル』みんなのできる職場研修』を作成しました。

そこで今回の特集では、本会の取り組みを紹介し、職場研修を通じた人材育成のあり方を考えます。

福祉の仕事に やりがいを持つために

福祉サービスは「人が人を支援すること」に特徴があり、福祉の職場の職員には、専門知識や技術だけでなく、利用者の意向を尊重する姿勢や、プライバシーに対する高い倫理観が求められています。

一方、福祉分野の人材不足は深刻な状況にあり、関係者からは「職員がなかなか定着しない」との声も上がっています。その理由としては、給与の問題のほか、福祉の職場における組織理念や、組織に求められる職員像、そこに向けたステップアップの道筋（キャリアパス）が見えにくいこと等が挙げられます。

厚労省は、平成19年の「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」の中で、キャリアアップの仕組みづくり

を対象に、平成8年から「職場内研修担当者研修」を実施してきました。

この取り組みを通して、すでに多くの福祉の職場において、創意工夫をしながら職場研修が行われていること、その一方で、研修担当者がいざ研修に取り組みようとしたときに「研修の大切さを同僚や上司に理解してもらえない」「人事管理とのつながりをどうしたらよいか」「日常業務が忙しく、十分に時間が取れない」といった、さまざまな悩みを抱えていることが分かりました。

これらの課題に応えるために、研修担当者のよりどころとなるツールを開発しようとして、昨年度、共同募金の配分を受けて『福祉の職場の研修計画・実践マニュアル』みんなのできる職場研修』を作成しました。

マニュアルでは「求められる職員像」を明確にした上で、研修計画の作成から実施・評価・改善していく視点を整理し、具体的な手法について順を追ってまとめています（下図）。そこでは職場研修を「組織の理念や目標をもとに職員の成長を後押し

『福祉の職場の研修計画・実践マニュアル』のねらい

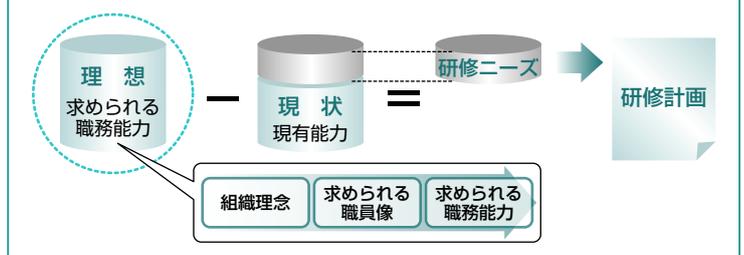
職員一人ひとりが仕事にやりがいや魅力を感じ、目標を持って成長していくためには、職場環境をどのように整えていけばよいのでしょうか。

本会では、職員の成長を支える職場環境づくりに向け、「職場研修」のあり方に着目し、各法人や事業者等で研修企画・実施を担当する職員



本会ホームページに掲載中！
(<http://www.knsyk.jp>)

図 研修計画作成の考え方



「組織理念に基づく理想像（あるべき姿）」から「現状」を差し引くと、研修計画のもとになる「研修ニーズ」が見えてきます。マニュアルでは、模造紙や付せんを使った整理方法、研修形態別の実施方法、チェックリストなど、研修担当者の素朴な疑問に対する内容を紹介しています

みんなのできる職場研修

しするため、職場が主導的に進める「研修」と据え、一連の取り組みを職員が主体となって行い、組織運営の中に位置づけていくことをねらいとしました。

マニュアル作成にあたり、職場内研修担当者研修の受講者に協力いただき、取り組み状況や課題についてヒアリングを行いました。

その中で、研修担当者の悩みとして「なぜ研修を行わなければならないのか」「同じ研修を何度も受ける必要があるのか」など、同僚からの



マニュアルを踏まえ、3月26日に研修会「職場研修のすすめ」を開催。法人や福祉事業所の経営者・施設長・管理者など、約80名の参加があり、関心の高さがうかがえました

消極的意見があると聞きました。職場研修をより効果的なものとするためには、職員一人ひとりの動機づけや目標設定が重要です。そこを出発点に「組織の一員として、どのような職員を目指していくのか」、職場の中で具体的に共有することが、職員の働く意欲にもつながるといわれています。

そこでマニュアルでは、「職場研修は『みんなで作る』ことを大切に」と強調しています。日ごろから福祉サービス利用者や密接に関わる職員の気づきや、そこで受け止めた利用者の声が反映されれば、さらに実践的な職場研修として展開していくことも期待できます。

ただ現実には、ほとんどの研修担

当者が、上司や同僚との意見の食い違い、職種による考え方の違い、人事考課との関係性など、さまざまな壁に直面しており、職場研修の推進は、容易ではありません。

しかしそのような状況にあっても、研修担当者からは「大変だけれど楽しい」「やりがいはある」との感想が多く聞かれます。「同じ職場の職員がとても良い気づきをしていることに気づけた」「職員の変化が目に見えて分かる」など、職場研修に取り組む過程の中で、同僚や後輩の考えを知り、お互いの変化や成長を肌で感じるのが、研修担当者のやりがいにつながっているようです。

経営者・運営者から見る 職場研修

ある研修担当者は、「職場研修を導入し、職場で求められる職員像を考えていくことは、いわば組織改革。取りかかるとは覚悟が必要だったが、施設長は前向きに見守り、支えてくれた」と振り返っています。

職員育成は組織の活性化につながり、ひいては福祉サービスの質に深くかわる課題です。職場研修は、本来組織的に取り組まれるべき内容であり、研修担当者や職員によって職場研修が進められても、経営者や管理者に認められなければ、効果的な実施にはつながりません。

「組織として職場内の研修を進めていきたい」「トップダウンではない研修の枠組みを考えている」といった経営者や管理者の考えが聞かれる一方、なかなか組織的なものにならず、職員の自主的な取り組みに終始するケースもあるようです。

このことから、研修担当者・職員・施設長等の管理者・経営者がそれぞれ役割意識を持ち、職場研修に取り組むことで、福祉人材の確保・定着・育成の良質なサイクルを進めていくことができると思います。

前述のとおり、本会ではこれまで、「職員育成の基本は『職場』にある」



横浜国際福祉専門学校
顧問 豊田 宗裕

必要なのは、 「あるべき姿」を描くこと！

「働きやすい職場」「職員が生き生きと仕事ができる職場」をつくるためにまず必要なのは、それぞれの職場で職員がどのような役割を担い、どのように働くかを明確に示すことではないでしょうか。具体的には、職場（施設等）における経営理念に基づいた、「あるべき姿（職員像）」を明確にすることだと思います。そしてその「あるべき姿」を職員全員で共有し、少しでもその姿に近づくために、自分たちの現在に何が必要なか、何が足りないのか、を具体的に考え実践していくことでしょ

う。今回、県社協が作成した『福祉の職場の研修計画・実践マニュアル』は、長年にわたり職場研修の担当者に実施してきた研修プログラムをもとに、より良い職場環境の構築を、各職場レベルで実践していくための研修実施の考え方や手法を分かりやすくまとめたものです。研修担当の職員だけでなく、経営者の方や実践に携わっているすべての皆さんに、広く目を通していただきたいマニュアルです。

と考え、取り組みを進めてきました。ただ職員育成のすべてを職場で行うには限界があり、関係機関との情報交換や、分野を超えたつながりづくりも、本会の役割であると認識しています。職場研修の取り組みと併せて、地域での福祉人材育成の仕組みづくりに向けて検討しているところです。

今後も、法人・施設・事業所等の関係機関の皆さまとの協議のもと、本県の福祉人材の育成について取り組みを進めていきたいと思っています。

※このマニュアルを活用した「職場内研修担当者研修」を、9月～11月に開催する予定です。【関連記事10画】
（福祉人材研修・介護支援専門員支援担当

寄り添い、支える伴走型個別支援「パーソナル・サポート・サービス」

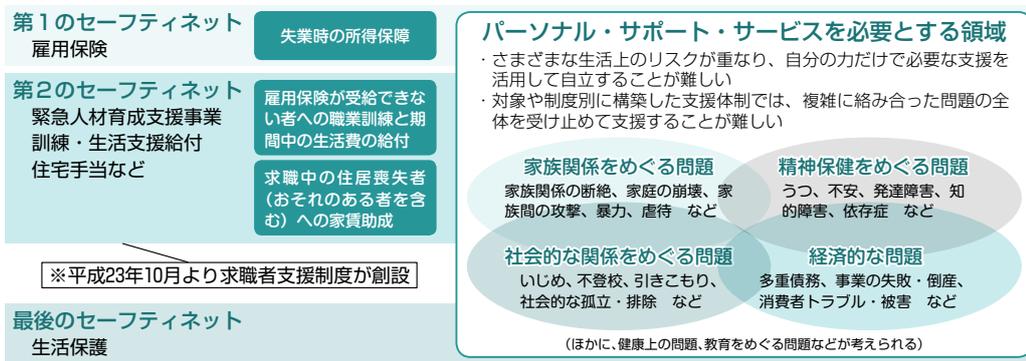
円高による経済状況の悪化や震災の影響を受けて、生活保護受給者は増加し、特に現役で働く世代の受給者数が急増するなど、雇用や生活支援を取り巻くセーフティネットのあり方について、危機意識が高まっています。

国は生活に困窮する方への支援策として、関係職員がハローワーク等の窓口を集まって相談を受けるワンストップ・サービスや、年末年始の生活総合相談を実施してきましたが、支援場所や職員確保の問題から継続的な支援が難しく、また一時的な支援では、複雑な生活課題を抱える方たちを具体的な支援に結びつけることが難しいなど、課題もありました。

たとえば、明日生きるための資金や食事が提供されても、背景にある家庭や心の問題、経済的な問題など、貧困・困窮状態にある方たちの生活課題は複雑に絡み合い、自らの抱える問題を整理できていないことが少なくありません。

そこで政府は、この課題に先行

現役稼働年齢層を念頭においた自立支援策の現状と課題



(内閣府「パーソナル・サポート・サービスについて」より抜粋)

して取り組む関係者らと検討を進め、さまざまな生活上の困難に直面している方に対し、寄り添いながら伴走し、生活が軌道に乗るまで継続して支援する「パーソナル・サポート・サービス」を打ち出し、

平成22年度より、全国でモデル事業をスタートさせました。

本県では横浜市が、若者支援を先駆的に取り組む(N)ユースポート横濱等のNPOと協働でこの事業を進めています。原則15〜39歳の方を対象に「生活・しごと∞わかもの相談室」を開設し、複雑・多様化した生活課題に対応するため、ひきこもり支援・DV被害者支援・野宿生活者支援・外国籍住民支援など、20を超える団体が運営に携わっています。

平成22年12月の開設から1年間の相談件数は3,756件。登録者数は400人に届く勢いで伸び続けており、相談者のほとんどが「仕事」「メンタルヘルス」「家族や地域との関係」等の課題を重複して抱えていることが分かりました。

相談室の事業統括を務める有吉晶子さん(N)ユースポート横濱理事)は「たとえばデパートに『結婚式に向けて買いたい物がある』と相談すれば、着ていく洋服やお祝いの包み方、テーブルマナーなど、販売員が商品を提案し、丁寧に説明し、売り場まで案内してくれる。それに比べて行政の制度は複雑に入り組んでいる上、案内役もいな

い」と、縦割り化した支援の限界を指摘します。

政府の検討チームが「良質な支援者が個人的に手弁当で担ってきた領域の制度化」と表現するように、パーソナル・サポート・サービスは、これまで狭間にあつた伴走型支援への布石であるとともに、狭間が生じてしまう地域の支援体制に向けた警鐘でもあります。

「相談者の話を聞くと、自分の職域の視点に引っぱ張ってこようとしていないか。『我々はこういう支援ができるけれど、何をしようか』という姿勢では、相談者の発想に近づくことはできない。生活の全体像を具体的に聞いていけば、根底にある課題にのぞくと行き着くはず」

有吉さんは、相談者の困りごとを受け止め、専門以外の分野についても関心を持ち、柔軟につながり合える人材づくりが必要であると、今後の課題を語ります。

◆生活・しごとわかもの相談室

☎ 045-628-9119 (月〜土曜日、午前10時から午後5時まで)
URL <http://ps.inclusion-net.jp/>
(企画調整・情報提供担当)

●精神保健福祉と教育の連携

県精神保健福祉センターが、調査研究事業報告書「思春期の子どもの心の健康問題に関する取組み—教育関係機関との連携のための試み」を作成した。報告書では、同センターが行った支援活動として、保護者の精神疾患により登校が難しい子どもの事例のほか、行政・社協・中学校が協働した啓発事業等を紹介。学齢期は子どもに関わる関係者が多い時期であり、卒業後の支援を視野に入れつつ、この機会を逃さず連携を進める大切さなどをまとめている。

●生活保護受給者の支援へ

4月9日の第3回国家戦略会議で、厚労省は「生活支援戦略(仮称)」を、今秋をめどに策定する方針を示した。生活保護受給者の就労収入を保護費から差し引くのではなく、一部を積み立てる制度の導入や、「パーソナル・サポート・サービス」【関連記事4面】の法制化等の検討を進めていく。

●県 高齢者の見守り拠点に助成

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域での包括的・継続的な支え合いを目指し、県保健福祉局が支援策を打ち出した。高齢者の孤立防止・見守り拠点として、市町村が地域包括支援センターの支所(ランチ・サブセンター・連絡所)を設置する場合、1カ所あたり100万円を上限に設備整備費を助成するなど、同センターの機能強化をねらいとしている。

知ってほしい思春期の「心の病」

—(N)じんかれん思春期セミナーの取り組みから

「心の病」と言われる精神疾患について、特に統合失調症は10～20歳代にかけて発症しやすく、早期治療がその後の人生に大きな影響を及ぼすといわれています。

そこで、(N)じんかれん(旧称.. 神奈川県精神障害者家族会連合会)は昨年度、県立高校PTA連合会など、中学校・高校等と連携し、「知ってほしい『こころの病』」をテーマに、県内9カ所で思春期

セミナーを開催しました。

セミナーには思春期にある子ども親や福祉・教育関係者など、延べ800名を超える参加があり、精神科医の講話や家族の体験談から、思春期の発達段階の心の変化や、この時期に発症しやすい心の病、早期発見の大切さや周囲の適切な対応等について学びました。

参加者からは「専門家からの一方的な講義に終わらない雰囲気があり、安心感を得ることができた」「今後、教育現場でも生かしていきたい」「たくさんの人にこのセミナーを聞いてもらいたい」など

の感想が寄せられました。

(N)じんかれん理事長の堤年春さんは、教員やPTAなど、思春期を支える関係機関とのさらなる連携に向け、「関係者も悩みながら、子どもたちの心に向き合っていることが確認できた。家族会の強みを生かし、より参加者の希望に沿ったセミナーを企画していきたい」と意気込みを語っています。

◆(N)じんかれん

☎ 045-821-8796

FAX 045-821-8469

URL <http://www.5oocn.jp/~jinkaren/>

(企画調整・情報提供担当)

一般家庭から大型ビルまで最新のエレクトロ技術により安心と安全を提供します。

京浜警備保障株式会社

代表取締役社長 岡本誠一郎

本社 〒221-0056 横浜市神奈川区金港町5番地10 金港ビル4F内
☎(045)461-0101 代表 FAX(045)441-1527

一般社団法人
神奈川県福祉研究会
福祉施設経営相談室 税務・会計の専門相談員

〒221-0056 横浜市神奈川区金港町5番地10 金港ビル4F内
☎(045)461-0101 代表 FAX(045)441-1527

あなたの情報発信のおてつだい
デザイン・印刷・ホームページ制作



きかん印刷
株式会社 神奈川機関紙印刷所

〒238-0004 横浜市金沢区福浦 2-1-12
営業部 TEL045(785)1700代 FAX045(784)8902
制作部 TEL045(785)1768 FAX045(780)1588
<http://www.kki.co.jp/>

私のおすすめ

「障害者の声」を聴いてみませんか？ ～障害者の理解を深めるために～

「障害のある人と出会ったとき、お手伝いしたいけれど、どんなふうに接したらいいんだろう？」
「障害者を雇用するとき、気をつける点とは？」
そんな疑問や課題を持つ皆さん、障害のある人の理解や対応は、決して難しいことではありません。

今回は障害のある人と接するとき、大切にしたい視点ををご紹介します。

❖ 赤ちゃん言葉はやめて！ 介助者ではなく障害者本人に聴いて！

私たち障害者は、街に出かけたときに、周囲の人の接し方にとっても傷ついたり、違和感を覚えたりすることがあります。例えば、40代の視覚障害者が道で「そこは銀行よ、お金を下ろすところよ、分かる？」と声を掛けられ、年齢相応の対応をしてほしいと感じたことなどがありません。

私たちは障害があっても、大人として生活しています。「子ども扱いしないでほしい」「言語障害のある人の話が分からないときには、分かったふりをせずに、理解できるまで丁寧に聴いてほしい」「知的障害のある人などには優しい心と易しい表現の『2つのやさしさ』で接してもらいたい」など、経験をもとに感じています。

そして、障害の種別を超えていつもお願いしていること、それは「どうしたらよいか分からないときには、何でも遠慮なく尋ねてほしい」「介助者ではなく、障害のある本人と直接話してほしい」という、至ってシンプルですが、とても大切なことなのです。

❖ 実際に体験して、理解を深める

ぜひ皆さんの生活する地域の中で、働く環境で、障害者の生活を体験してみてください。

例えば、地域の福祉研修会で車いすに乗ったり、アイマスクをつけて歩いたりして、障害当事者がどのような思いでいるのか理解を深めてもらいたいのです。

実際に体験された方からは、「車いすの操作法は知っていたけれど、乗ってみて、こんなに怖いものとは思わなかった」という率直な感想もありました。障害のある人の生活しづらさとは、誰にでも共通する素朴な気持ちでもあるのです。

今月は ⇒ (N)神奈川県障害者
自立生活支援センター がお伝えします！

通称KILC（キルク）。1997年4月設立。障害者の自立生活を目指してピアカウンセリング（障害者による相談事業）や各種情報提供、障害者施策の研究・提言など障害当事者の目線で共生社会の実現を目指した活動を展開。現在、厚木・平塚2カ所を拠点に活動中。

<連絡先>〔法人本部〕厚木市愛甲953—2

☎046-247-7503 FAX046-247-7508

URL <http://www.kilc.org>

E-mail info@kilc.org

❖ 障害者の理解を深めるための講座

私たちKILCでは、「障害があってもなくても当たり前前に生きられる社会」を目指して、昨年度から出前講座（県委託）を実施しています。

鉄道会社では、聴覚障害者のために、放送でしか伝えられない列車の遅延情報などを紙に大きく書いて伝える必要性を理解してもらったり、コンビニエンスストアのマネジャー研修では、視覚障害者の誘導を実習したりしました。

参加者の皆さんからは「障害当事者の実体験からの話で、説得力があってよく理解できた」「今まで障害のある人への対応は迷いながらしていたが、自信を持ってできるようになった」など、障害当事者による講座を高く評価していただいています。

企業だけでなく、地域の商店街や学校、駅などで障害のある人に声を掛けたいけれど、どうしたらいいのか分からないと思っている皆さんも、お気軽にご相談ください。



(写真左) バス乗務員研修での車いす利用者の接遇実習
(写真右) 鉄道乗務員研修での視覚障害者の誘導実習



※講座費用は無料。会場は主催者にご用意いただきます

◎このコーナーでは県内各地の福祉関連の当事者・職能団体等の方々から日ごろの取り組みをご寄稿いただきます。

神奈川県重症心身障害児(者)を守る会

会長 伊藤 光子



1966(昭和41)年発足。「最も弱いものをひとりももれなく守る」という理念のもとで、施設・在宅対策の運動や、親の意識啓発と連携を進める活動を行っている。
 (連絡先)相模原市緑区西橋本4-4-7 (伊藤方)
 ☎/FAX 042-771-9091

重症心身障害児者が地域で生きるということ

今から40数年前、「世の中の役に立たない者に大切な税金は使えない!」という国に対して、重症心身障害児者(以下、「重症児者」)の親たち数人が立ち上がり、「重症心身障害児(者)を守る会」(以下、「守る会」)を結成しました。現在は全国47都道府県に支部ができ、神奈川県もその1支部として活動しております。

児童福祉法及び障害者自立支援法の一部が改正され、この4月1日から施行されましたが、障害者自立支援法施行以降の5年間は重症児者にとって激動の日々であり、保護者にとっても不安の連続でした。その一つは、施設解体論です。「本人の意思確認もなく、施設に入所させるのは人権侵害!施設は即解体して地域に移行すべき」と国で議論されているのを知り、全国守る会は対応策として、施設存続を訴える署名活動を開始しました。結果、全国から会員の数をはるかに超える12万人もの署名をいただいたこと、本当に感謝申し上げているところです。

重症児者にとって施設は生活の場であり、地域の社会資源を得ながら一人の社会人としてしっかり生きていま

す。基本的に障害は病気ではありません。大人になったら親から自立して社会の中で生きていくのが当たり前の選択ではないでしょうか。

しかしながら重症児者の中には濃密な医療を必要とする方が多くおられ、常に命の危険と隣り合わせになることも少なくありません。そんなとき医療設備のある施設でなければその命を守ることができないのです。そのためにも施設を解体するなど絶対あってはならないことです。重症児者の生活の場を奪うことこそが人権侵害と言わざるを得ません。年間3万人もの人が自殺をする今現在、親からもらったたった一つの命の大切さを必死に訴えている重症児者の存在を忘れないでほしいのです。

今回の法改正で重症心身障害児(者)の通園事業が法定化され、重症心身障害児施設においても療養介護が継続されたことは、守る会の地道な活動の結果であるとは思いますが、社会の皆さんの温かいご支援がどれだけ私たちの原動力になったことでしょう。

この紙面をお借りして心より御礼申し上げます。

しせつの損害補償

プラン① 施設業務のための補償②

ホームページでも内容を紹介しています。
<http://www.fukushihoken.co.jp>



個人情報漏えい対応補償

この補償制度では、施設利用者の個人情報を漏えいし、施設(法人)が法律上の賠償責任を負った場合(おそれのある場合を含みます)の損害賠償金等を補償します。またこの補償は、社会福祉施設を運営する社会福祉法人のみを対象としています。

◆補償金額

	Aタイプ
第三者への損害賠償に関する補償*	期間中* 人補償定額 3,000万円
ブランド価値のき損を防止・縮減するための補償*	期間中 100万円
免責金額(自己負担額)	0円

◆年額保険料(掛金) 保険期間1年

法人で運営している施設定員数	Aタイプ
~50名	27,000円
51名~100名	34,000円
101名~150名	41,000円
151名~200名	48,000円
以降1名~50名増ごとに	4,000円

- ### 補償内容
- 第三者への損害賠償
 - 弁護士費用等の訴訟費用
 - ブランド価値のき損を防止・縮減するための費用

※介護老人保健施設、有料老人ホーム、病院および適合高齢者専用賃貸住宅は補償対象となりませんので定員数には入りません。
 ※訪問介護など施設業務(サービス)以外の事業の利用人数や施設の職員数は合算する必要はありません。

●このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問合せは下記をお願いします。

社会福祉法人
全国社会福祉協議会

株式会社 福祉保険サービス
 〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
 TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763

●この保険は全国社会福祉協議会が保険会社と一括して契約を行う団体契約(個人情報取扱事業者賠償責任保険)です。(引受幹事保険会社) 株式会社 損害保険ジャパン

※第三者への損害賠償に関する補償およびブランド価値のき損を防止・縮減するための補償は、縮小して補割合金 90%でお支払いします。 (SJ10-11485.2011/2/9)

格差のない福祉サービス水準の確保

～重症心身障害児者を取り巻く福祉サービスの状況から～

地方分権の流れを受け、福祉サービスの実施主体は市町村へと移行してきています。しかし本県の市町村の規模はそれぞれ異なり、福祉サービスの担い手の確保や財政面の課題から、その水準に大きな差が生まれることが懸念されています。そこで今回は、重症心身障害に焦点を当て、地域における福祉サービス水準の確保に向けた現状と課題を探ります。



アニマルセラピーで動物と触れ合ったり、友だちと一緒に過ごしたり、季節の野菜に親しんだり…。福祉サービスの利用を通じて、障害のある方の生活の幅が広がります
(写真と本文は関係ありません)



「重症心身障害」とは？
思うように身体を動かしたり、言葉で気持ちを伝えたりすることが難しく、重度の肢体不自由と知的障害が重複した状態を「重症心身障害」と言い、多くの方が日常的に医療的ケアを必要としています。
チューブを使って胃や腸に直接食べ物を送り込む「経管栄養」や、唾液やたんが喉に詰まって苦しめないようにする「吸引」、膀胱に尿がたまりすぎないようにチューブから尿を抜く「導尿」など、医療的ケアには、本人や家族、福祉サービス事業者等と医療分野の専門機関との密な連携が必要です。

当事者家族や関係団体等では「重症心身障害児者を取り巻く福祉サービスが足りない」と、国や県、身近な地域への働きかけを続けてきました。昨年、本会が行った課題把握調査においても「肢体不自由児者父母の会」「重症心身障害児（者）を守る会」から声が上がっています。【関連記事7面】

では、重症心身障害のある方が生活を送る上でどのような困りごとがあるのでしょうか。障害のある子どもと家族の例をみてみます。

事例：Aさん家族の場合

重症心身障害のあるAさんは、特別支援学校の高等部に通う16歳。飲み込みが難しいため、吸引が必要です。父・母・弟の4人暮らしで、お母さんを中心に、Aさんの身の回りのことを支えています。

ある日、お母さんの親せきが亡くなったとの知らせがありました。お父さんは仕事を休めそうにありません。「家を留守にする間、Aを預かってくれるところを探さないと」お母さんは隣の市にある福祉施設に相談しましたが、「少なくとも1カ月以上前からでない」と調整が難しい」と断られてしまいました。お母さんは田舎に帰ることを諦め、親せきにお詫びの電話を入れました。それからしばらくして、Aさんの

弟が熱を出しました。お母さんも具合が悪くなり、いつものようにAさんを車に乗せて学校まで連れて行くことはできそうにありません。中等部まではスクールバスがありました。が、高等部は家族が送り迎えをしなくてはなりません。「Aには悪いけれど学校を休ませよう」お母さんは学校に欠席の連絡を入れました。

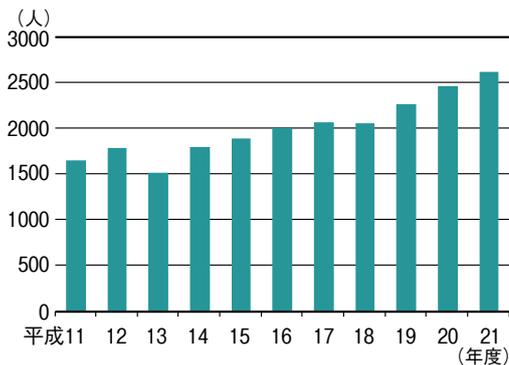
だんだん身体も大きくなってきたAさん。最近ではお風呂に入れるのも一仕事です。休みなく家事や介護に追われるお母さんですが、ふと家族の将来のことが頭をよぎりました。「できるだけ長く、Aと一緒に生活したい。でも私が死んだらどうなってしまうのだろう。Aの弟に背負わせたくはない。でも、いざというとき、Aのことを親身に考えてくれる場所はあるのだろうか。とにかく、私が一日でも長生きしなきゃ…」

湘南東部圏域に 重症心身障害児者施設を

利用できる福祉サービスが少ないことで、本人や家族にかかる負担は非常に大きく、将来への不安にもつながっています。そしてそのような環境が、世帯を地域から孤立させていくことにもなりかねません。

医療的ケアと入所機能を備えた施設整備は、当事者家族や関係者が長年訴え続けてきた課題です。前述の

① 神奈川県の重症心身障害児・者数の推移



(平成21年度神奈川県福祉統計をもとに本会作成)

② 神奈川県内で重症心身障害児(者)支援を専門とする福祉施設の分布(政令市を除く)



(神奈川県中央児童相談所「重症心身障害児者実態調査報告書(平成23年3月)」をもとに本会作成)

③ 重症心身障害や医療的ケアを必要とする福祉サービス利用者、事業者の困り感

利用者	医療的ケアを理由にサービス利用を断られる／放課後や休日に気軽に利用できる事業所がない／近隣に利用できる事業所がないため送迎が大変／利用希望が通らない
事業者	看護師配置がない／職員数が足りない／施設環境が整っていない／空床があると事業者の経営が成り立たず、定員を増やせない／医療的ケアが必要な方への支援ノウハウがないため、責任を持ってサービスを提供できるか不安

(神奈川県湘南西部障害保健福祉圏域自立支援協議会「重症心身障害児者及び医療的ケアの必要な方の困り感に関するアンケート調査実施報告書(平成23年2月)」より抜粋)

本会調査では、「いまだ支援拠点のない湘南東部に重症心身障害児施設の早期設置を」と提言がありました。本県の平成21年度福祉統計によると、重症心身障害児者数は2,611人で、そのうち17歳以下の子どもは45・6%。ここ数年の動きをみると、著しく増加していることが分かります。(左①)

また、県中央児童相談所が平成22年に行った調査では、「医療等ケア技術の進歩等により、児童人口の減少に反比例して増加」「21歳以上の在宅者の割合が顕著に増加」「主たる介護者の9割が母親。主たる介護者の約5人に1人が60歳超」など、高齢の親が重症化の進む子どもを在宅で介護している状況がうかがえます。

現在、県内市町村(政令市を除く)に重症心身障害を専門とする施設・

病院は4カ所あり(左②)、横須賀市では施設開設に向け、市政計画の重点事業に位置づけ、取り組みを進めています。(平成25年度開所予定)

市町村の取り組みの推進と広がる格差への懸念

福祉サービスの拡充が求められる一方で、福祉サービス事業者も運営の難しさを抱えています。湘南西部圏域を対象に行われた調査では「医療職や職員数を確保できない」「医療的ケアの経験がないため受け入れに不安がある」など、事業者側の課題が明らかになりました。(左③)

医療的ケアを必要とする方が福祉サービスを利用でき、体調不良等の理由で急にキャンセルがあっても経営の痛手にならないよう、事業者の収入となる報酬について、市町村の

判断で加算する仕組みを求める声がまとめられています。

県は「かながわ障害者地域生活支援推進プログラム大綱」のもと、必要な人に必要なサービスが行き届くよう、「基盤整備」「しくみづくり」「ひとづくり」を柱に、広域的・専門的な取り組みと、市町村による取り組みへの支援を総合的に推進していきますが、本県には人口3,500万人に満たない村から、360万人を超える政令市まで、規模の異なる市町村があり、サービスの担い手や財源の確保など、市町村の直面する課題はさまざまです。

全県的な底上げに向けた取り組みが進められる一方、福祉サービスの整備が難しい地域では、重度障害や医療的ケアについての相談支援を経験する機会も少なくなり、当事者や

家族の求める頼れる人材も育ちにくくなります。このことが結果として、市町村間の福祉サービスの水準の格差を助長させかねません。

身近な地域に支援拠点が求められる意味

身近な地域の福祉サービスを利用することで、その家庭の困りごとを知る人の輪が広がり、地域の課題として共有される。そのサイクルが、地域の新たな生活支援の仕組みや、地域を支える人づくりにつながっていく。

これは、さまざまな福祉関係者が会員として集い、県全体の福祉の向上を目指す本会としても、欠かすことのできない地域づくりの視点です。

本会の調査では、重症心身障害や医療的ケアについて、「どこに住んでいても同じレベルのサービスが受けられるように」「地域福祉型福祉サービス体制の確立とその充実・実践の促進」「支援員や行政ワーカーの育成・質の向上」「重症心身障害児者の施設整備の充実」といった提言が挙げられました。

そこに込められた意味は、単に福祉サービスの量の課題だけでなく、より豊かな生活を送るための、地域づくりへの課題提起です。

(企画調整・情報提供担当)

笑顔忘れず、楽しむ気持ちを大切に
「第39回新任保育士激励会」開催報告

女性の社会進出による
専業主婦世帯の減少、
近所付き合いの衰
退による子育て家庭の
孤立など、近年、子育
てをめぐる状況は大き
く変化しており、保育所による子育
て支援への期待が高まるとともに、
利用しやすい保育所づくりや、保育
内容の充実がますます重要になって
います。

このような中、新たに保育所に就
職した保育士が、自覚と誇りを持つ
て子どもや保護者に接することがで
きるよう、4月7日に、本会保育協
議会は「第39回新任保育士激励会」
を開催しました。



200名を超える新任保育士が集い、会場は熱気に包まれました。参加者からは「一歩一歩子どもたちと成長していきたい」と感想が寄せられています

はじめに都築融光会長（上府中保
育園園長）より「いつでも笑顔忘れ
ず、子どもたちと共に楽しむこと
を大切にしながら仕事に臨んでほし
い」と激励があり、「共にぞつよ
ろこび」をテーマに保育士・副園長・
園長からの活動報告が行われました。
中野茉莉花さん（さき沼なごみ保
育園保育士）は「新人の頃から日々
の保育をノートに書き留めている」
と話し、振り返りの大切さを参加者
に伝えました。佐伯隆子さん（相模
原市保育士会会長・大沢保育園副園
長）は、「子どもや保護者に信頼さ
れる保育者となるために、報告・連
絡・相談をきちんと守ること。そし
て伝えたことや話したことを職員同
士で共有し、園全体で子どもたちの
育ちを共有してほしい」と語りまし
た。荒川南都子さん（つくし愛児園
園長）は「子どもたちへの保育を通
して未来の社会に参加できると考え
ると、毎日の保育が楽しくなります」
と話し、新任保育士たちの今後の成
長に期待を込めて、激励のメッセー
ジが送られました。

（社会福祉施設・団体担当）

平成24年度研修カリキュラムのお知らせ

福祉サービス利用者の生活の質の
向上に向け、福祉従事者のスキル
アップのための研修を実施します。
今年度は、福祉の専門職域ごとに
示されているキャリアパス以外に各
階層に求められる職務遂行能力の向
上に必要な研修の検討や、地域にお
ける研修を推進するための取り組み
を、関係者のご意見をいただきなが
ら進めていきます。

研修の企画・実施につきましても
ニーズに応じ、柔軟に開催していきま
すが、現在予定している研修は左表
のとおりです。詳細のご案内は各法
人への郵送のほか、希望施設・事業所
へは、メールでもご案内いたします。
本会ホームページでも随時最新情報
を掲載しますのでご利用ください。
☎045-311-1429
（福祉人材研修・介護支援専門員支援担当）

平成24年度 研修実施予定一覧

	研修名	対象	時期
階層別研修	新任職員研修	新規採用職員	5月～6月(2日間コース)
	中堅職員研修	中堅職員	11月～1月(2日間コース)
	指導的職員研修	指導的職員・リーダー	7月～9月(2日間コース)
	マネジャー研修	管理者・管理職	6月、9月～10月、2月
	トップセミナー	施設長・経営者	未定
課題別研修	スキル基本研修（介護）	新任介護職員	6月～7月(3日間コース)
	スキル向上研修（介護）	指導的立場にある介護職員	10月～11月(3日間コース)
	スキル基本研修（相談）	経験3年未満の相談援助職員	8月～10月(3日間コース)
	スキル向上研修（相談）	経験3年以上の相談援助職員	1月～2月(2日間コース)
	スキル向上研修（ステップアップ編） ～対人援助技術研修	経験3年以上の援助職員	2月～3月(3日間コース)
	サービス提供責任者のためのリスク マネジメント研修	サービス提供責任者	10月
	接遇研修（新任）	新規採用職員	4月
	組織マネジメントにおける「接遇」 研修	管理者・管理職	1月
	コーチング研修	指導的立場にある職員	2月～3月(2日間コース)
	人事労務管理担当者研修（基礎編）	人事労務管理担当者	5月
組織内キーパーソン研修	人事労務管理担当者研修（応用編）	人事労務管理担当者	1月
	スーパーバイザー研修	指導・業務管理実務者	8月～10月(4日間コース)
	職場内研修担当者研修	研修担当者	9月～11月(4日間コース)
	サービス提供責任者初任者研修	新任（予定含）サービス提供責任者	2月(2日間コース)
	サービス提供責任者現任者研修	経験3年以上のサービス提供責任者	8月(4日間コース)
資格取得 支援	ケアマネ実務研修受講試験対策模擬 試験	試験受験予定者	7月～9月
	介護福祉士国家試験模擬試験	試験受験予定者	11月～12月

※実施時期・日程は予告なく変更する場合があります
※上記表のほか、介護支援専門員に関する研修も計画しています

県社協新評議員のご紹介

※任期：5月10日から2年間

- ◇**第1種【経営者部会】**赤間源太郎(相模福祉村)、鈴木寛(新日本学園)、富田英雄(つきかげ会)、高橋照比古(照陽会)、小倉徹(松緑会)、坂本堯則(たちばな福祉会) **【施設部会】**宮下慧子(カサ・デ・サンタマリア)、栗田敏彦(やまびこ荘)、工藤廣雄(横浜市ホームレス自立支援施設はまかぜ)、松屋直人(ワークショップ・フレンド)、鶴飼一晴(唐池学園)、菅原茂樹(総合病院湘南病院) **【民生委員児童委員部会】**浅野朝子、横山公、松本信之(以上、県民児協)、大越由美子、長瀬潔(以上、横浜市民児協)、稲田次男、吉田紀代子(以上、川崎市民児協)、久保田昇、溝口正裕(以上、相模原市民児協) **【保護司部会】**酒井果胤、中山茂、志村宗男、田邊富士雄(以上、県保護司会連合会) **【市町村社協部会】**柳川荘一郎(横浜市社協)、石井元二(相模原市社協)、藤井孝(寒川町社協)、岩崎勲(伊勢原市社協)、大友奉(座間市社協)、上田貢(山北町社協)、對木一郎(箱根町社協)
- ◇**第2種【連絡会】**岸上武志(県腎友会)、戸井田愛子(県身体障害者連合会)、高原文子(じんかれん)、井上勇(県老人クラブ連合会)、西川博之(県里親会)、野上薫子(県介護福祉士会)、新井通子(県ホームヘルプ協会)
- ◇**第3種【連絡会】**鎌田良一(神奈川新聞厚生文化事業団)、渡邊史朗(県病院協会)、近藤正樹(県医師会)、加藤久幸(県薬剤師会)、鴨志田義功(県歯科医師会)、岩崎和男(県

商工会議所連合会)、安藤伸男(県農業協同組合中央会)

- ◇**第4種【関係行政機関・学識経験者】**岩澤正俊(県保健福祉局)、岡田輝彦(横浜市健康福祉局)、木村実(川崎市健康福祉局)、篠崎正義(相模原市健康福祉局)、小野間重雄(県市長会)、三科清高(県町村会)、大谷義輝(県共同募金会)

役員会の動き

- ◇**理事会**= 4月17日(火)①正会員の入会申込み②評議員の選任③任期満了に伴う理事の推薦④任期満了に伴う監事の推薦⑤任期満了に伴う評議員の選任

新会員紹介

- 【経営者部会】**(福)なつめの会
【施設部会】つかはらちびっこ保育園、プチアンジュ保育園

評価調査者説明セミナーのご案内

福祉サービス第三者評価調査者の活動を希望する方に対して、評価の目的や評価調査者の役割等の理解を深めるためのセミナーを開催します。

- ◇**日時**= 7月7日(土)午前9時40分～午後4時30分(受付開始9時20分)
◇**場所**= 県社会福祉会館
◇**定員**= 35名程度
◇**参加費**= 2000円
◇**問合先**= 本会社会福祉施設・団体担当(かながわ福祉サービス第三者評価推進機構)
☎045-290-7432 FAX045-313-0737

若年期認知症本人と家族のつどい・講演会のご案内

介護家族交流会や講演会「若年期

認知症本人の思いを知る」を開催します。

- ◇**日時**= 7月22日(日)午前10時～午後3時
◇**場所**= 新川崎幸病院
◇**定員**= 120名
※直接会場にお越しください
◇**問合先**= (公社)認知症の人と家族の会神奈川支部
☎/FAX 044-522-6801 (月・水・金)

寄附金品ありがとうございました

- 【一般寄附金】** 広瀬公子、脇隆志
【交通遺児援護基金】 (社)神奈川県指定自動車教習所協会
【子ども福祉基金】 佐藤和成、(株)NTT東日本ー神奈川
【ともしび基金】 県立金沢養護学校、県立小田原養護学校、(株)ガリバーインターナショナル
(合計2,110,599円)

【寄附物品】 横浜市退職女性教員の会、折本小学校5年1組、神奈川県定年問題研究会

(いずれも順不同、敬称略)

地域福祉(ともしび)推進助成金 申請受付中!

「ともに生きる福祉社会づくり」を目指すともしび運動の一環として取り込まれる地域福祉活動(当事者活動やボランティア活動など)を応援します。

- ◆助成金 29万円以内
⇒12月末まで随時
- ◆助成金 30万円以上
⇒7月・10月末までの2回

【問合先】 本会地域福祉推進担当
☎045-312-4813 FAX045-312-6307
URL http://www.knsyk.jp/s/sanka/jyoseikin_tomoshibi.html

ー社会福祉施設の設計監理ー

株式会社 安江設計研究所

東京都港区高輪 2-19-17-808
Tel 03 (3449) 1771(代) / Fax 03 (3449) 1772
E-Mail yasue@yasue-sekkei.co.jp
URL <http://www.yasue-sekkei.co.jp/>

新築・増築・改修の他、耐震診断・建物定期報告・
アスベスト調査等お気軽にご相談ください

● 印刷の事ならおまかせください

● パソコン・用字・原稿の校正

● ホームページ制作

● 花紙・お祝い状

お気軽にご相談ください!

株式会社 **あんざい**

横浜市港南区下永谷 3-24-29
TEL 045-822-8497
FAX 045-824-1303
mail: anzai@p-anzai.jp

どんなまちになりたいか？
にぎわいのあるまちづくりへの第一歩

合同会社 まち元気小田原

小田原駅は、鉄道5路線が交差し、周辺地域の通勤・通学の拠点として、また箱根や湯河原などの観光地への玄関として、年間3、500万人が乗り降りするターミナル駅です。その一方で、郊外に大型商業施設が展開してきたこともあり、駅周辺に住む人口は減少し、にぎやかさが失われつつありました。

そこで、中心市街地の活性化に向けて、市民や地元商店、行政等の関係者が集まり、およそ半年間、まちづくりについて勉強会を重ね

ました。そして、顔の見える関係の地域の人たちが一体となってまちづくりを進めていくための「まちづくり会社」の設立を市長に提案し、企業・市民の有志が出資する「合同会社まち元気小田原」を昨年4月1日に設立しました。

「小田原らしいまちづくりについて、さまざまな意見がある中で、ここに住む人たちが豊かに、充実して暮らせるまちであること、街中がしっかりとれていることが大切だと確認できた」と、代表社員の中戸川洋さんは振り返ります。



社員の皆さん(左から2番目が中戸川さん)「まちの皆さんは同じ志をもつ『志民』。まちづくりに関心のある方は大勢いると思う。志民が参加できる場をつくりたい」



(上)シャッターが下ろされていた中心市街地の空き店舗を事務所を活用／(右下)お手製の看板は、小田原市出身のチョコレートアーティストから「ぜひ描かせてほしい」と連絡があって実現／(左下)新鮮な地場野菜が並びます

ボランティア・出資者を募集中!
◆合同会社 まち元気小田原
小田原市浜町1-1-46
☎0465-44-4656 (平日9:00~18:00)
FAX0465-44-4657
URL <http://www.machi-genki.com/>

住民にとって便利なまちづくりに向けて、取り組み始めた事業の一つが「らくらくカエル便」です。高齢の方や子ども連れの方など、買い物や荷物を持ち帰りが難しい方のために、荷物を自宅まで届けるサービスで、地元スーパー5店舗と運送会社が協力しています。「こういうことが必要だね、あったらいいねというアイデアはたくさんあっても、『だれがやるのか』という話で止まってしまいがち。言いっぱなしの議論で終わらせずに、できることからまず始めてみる。そこから得られることの方が多く」

小田原市に生まれ育った中戸川さんの言葉に、まちづくりに向けた強い思いが込められていました。

(企画調整・情報提供担当)

消防用設備等の確実な点検を!

消防法では、一定の防火対象物の関係者に消防用設備等の点検報告を義務づけています。



適正な点検の結果、機能が正常な場合、左の点検済票を貼付させましょう。

(財)神奈川県消防設備安全協会

〒231-0023 横浜市中区山下町1番地 シルクセンター4階408号
TEL 045-201-1908 FAX 045-212-0971

赤い羽根共同募金の配分を受けて発行しています